

第 1 4 号 報告 佐世保市税条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

1 専決処分の根拠法令

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による。

「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」

2 専決処分の理由

今回、専決処分を行った市税条例の改正は、令和 7 年度分の課税に関わるものです。改正の根拠となった地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）は令和 7 年 3 月 3 1 日に成立、公布されています。以上のことから、令和 7 年度分の課税を行うにあたって、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより専決処分したものです。

3 専決処分の日

令和 7 年 3 月 3 1 日

4 改正の主旨

軽自動車税に係る二輪車の車両区分の見直しが行われた事に伴い、軽自動車税種別割について、新たに設けられる税率項目を追加するものです。

5 改正の内容

軽自動車税種別割

二輪車の車両区分の見直しについて

(対象条項)

佐世保市税条例第36条第1号 (種別割の税率) (1) 原動機付自転車

(内容)

道路運送車両法に規定する第一種原動機付自転車に関し、大気環境保護と国際基準調和の観点から国内第4次排ガス規制が令和7年11月に導入される予定ですが、同規制による基準を満たす現行原付一種(総排気量50cc以下)の開発は困難かつ開発費用に見合う事業性が見通しが立たず、今後、国内での原付一種の生産・販売が困難となることから、道路交通法及び道路運送車両法の施行規則における車両区分の見直し(総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下の二輪車も「第一種原動機付自転車」に含める)が行われております(道路交通法施行規則は令和7年4月1日、道路運送車両法施行規則は令和6年11月13日に施行)。

上記の見直しに対応するため、総排気量125cc以下かつ最高出力を4.0kw(50cc相当)に制御した原動機付自転車(新基準原付バイク)に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とするものです。

(根拠法令)

地方税法第463条の15第1項第1号

(施行期日)

令和7年4月1日

参考資料

○二輪車の区分一覧

		現行の原付一種	新基準 (追加)	現行の原付二種		現行の軽二輪	現行の小型二輪	
排気量(cc)		0cc~50cc	~125cc	~90cc	~125cc	~250cc	~400cc	400cc超
定格出力(kw)		~0.6kw	基準なし	~0.8kw	~1.0kw	1.0kw~20kw		20kw超
最高出力(kw)		規制なし	4.0kw以下	規制なし		規制なし		
管轄(手続)		市町村	市町村	市町村		運輸支局(陸運局)		
代表車種(例)		タクト(ホンダ) 	リード125(試作) 	リード90(ホンダ) 	リード125(ホンダ) 	YZF-R25(ヤマハ) 	SR400(ヤマハ) 	Z900RS(カワサキ) 
				※現在生産しているものなし				
佐世保市 税条例	区分①	原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付自転車		軽自動車	二輪の小型自動車	
	区分②	第一種	第一種	第二種乙	第二種甲	軽二輪	小型二輪	
	ナンバー							
	登録台数 (R6決見)	8,824台		1,067台	4,242台	3,495台	3,622台	
	税額	2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	3,600円	6,000円	
道路交通法	車両の 区分	一般原動機付自転車 (原付)	一般原動機付自転車 (原付)	普通自動二輪車(普通二輪)			大型自動二輪車 (大型二輪)	
	免許の 種類	原動機付自転車 免許(原付免許) 又は 普通自動車免許	原動機付自転車 免許(原付免許) 又は 普通自動車免許	普通自動二輪車 免許(小型限定)		普通自動二輪車免許 (普通二輪免許)		大型自動 二輪車免許 (大型二輪免許)
道路運送車両法		第一種 原動機付自転車 (原付第一種)	第一種 原動機付自転車 (原付第一種)	第二種 原動機付自転車 (原付第二種)		二輪の 軽自動車 (軽二輪)	二輪の小型自動車 (小型二輪)	
交通ルール	法定速度	30km/h	30km/h	60km/h			60km/h	
	二人乗り	不可	不可	可能			可能	
	二段階右折	あり	あり	なし			なし	